原判決を取り消す。

被控訴人は控訴人に対し金二二四万四、〇〇〇円及びこれに対する昭和 二日から支払いずみにいたるまで年五分の割合による金員を支払え。 五一年九月二 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

この判決は、控訴人において金八〇万円の担保を供するときは、仮に執 行することができる。

実

(申立)

控訴代理人は、主文第一ないし第三項同旨の判決並びに仮執行の宣言を求め、被 控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

(主張及び証拠)

当事者双方の事実上及び法律上の主張並びに証拠の提出、援用及び認否は、 とおり付加、補正するほか、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する (但し、原判決三枚目―記録六丁―表五行目の「請求権の判決」とあるのを「請求 事件の確定判決」と改める。)

控訴代理人は、次のとおり述べた。

- 借地法第一〇条に基づく建物買取請求権の行使には時期の制限はなく 借地上の建物の無断譲渡を理由とする建物収去土地明渡請求訴訟における原告勝訴 の確定判決が存在する場合においても、建物譲受人は右事件の事実審口頭弁論終結 後に建物買取請求権を行使したことを理由に右確定判決の執行力の排除を求める請 求異議の訴を提起することができ、また建物買取請求権の行使によって建物譲受人と土地賃貸人との間に売買契約が成立したと同一の効力を生ずるのであるから、これにより右建物の所有権は当然に土地賃貸人に移転し、土地賃貸人は建物譲受人に 対して建物買取請求権を行使した時の建物の価額に相当する金額を支払うべき義務 を負うものである。
- 原判決一枚目―記録四丁―裏六行目から七行目にかけての「昭和四二年 一月三〇日」とあるのを「昭和二〇年一〇月頃」と訂正する。

一 先ず、被控訴人の本案前の申立について判断する。 成立に争いのない乙第一号証並びに弁論の全趣旨によれば、土地賃貸人たる被控 訴人が、控訴人を相手方とし、控訴人が借地上の建物を譲り受け、もつて借地権の 無断譲渡を受けたとして、右建物収去土地明渡請求訴訟(前橋地方裁判所昭和四二 年(ワ)第一七三号)を提起し、請求棄却の判決を受けたが、昭和四九年一二月 ー日控訴審たる東京高等裁判所において右判決取消、請求認容の判決(同庁昭和四 七年(ネ)第二四八八号)がなされ、最高裁判所において上告が棄却されて右判決 が確定したこと及び控訴人が右確定判決の事実審口頭弁論終結の後である昭和五〇 年六月一九日被控訴人に対して借地法第一〇条に基づく建物買取請求権を行使した ことを理由として右建物収去土地明渡の確定判決の執行力の排除を求める請求異議 の訴を前橋地方裁判所に提起(同庁昭和五〇年(ワ)第二三四号)したが、同裁判 所は昭和五一年二月二三日、控訴人が前記建物収去土地明渡請求訴訟において被控 訴人に対し建物買取請求権を行使し得たのにも拘らずこれを行使しないため敗訴の 判決を受けた以上その後において右請求権を行使して右建物収去土地明渡請求訴訟 の判決の執行力の排除を求めることは許されないとして、請求棄却の判決をし、右 判決が確定したことが認められる(控訴人が昭和五〇年六月一九日本件建物買取請 求権を行使したことは、当事者間に争いがない。)

被控訴人は、前記請求異議訴訟において建物買取請求権の主張が排斥されて該判 決が確定しているから、その後本訴において右買取請求権行使の効果を重ねて主張 することは許されないというが、右請求異議訴訟の控訴人敗訴の確定判決は、前記 のように、建物買取請求権を行使して建物収去土地明渡請求訴訟の確定判決の執行 力の排除を求めることが許されないとしたにとどまり、建物買取代金請求権の存否について判断をしたわけではないから、右請求異議訴訟の確定判決があるからとい 、その後控訴人が右建物買取請求権の行使により被控訴人に対する建物代金債 権を取得したとしてその支払いを求めることを不適法ならしめるものではなく、も ちろん再訴の禁止にふれるものでもない。それゆえ、被控訴人の本案前の申立は採 用するによしない。

よつて進んで、本案請求の当否について判断する。

Aが昭和二〇年一〇月頃被控訴人から本件土地を建物所有の目的で賃借し、右土

地上に本件建物を建築所有していたが、控訴人が昭和四二年一月三〇日Aから右建物と共に本件土地の賃借権を譲り受け、右賃借権譲渡について被控訴人の承諾を求めたところ拒絶されたことは、当事者間に争いがなく、その後被控訴人から控訴人に対して本件建物収去本件土地明渡請求訴訟が提起され、控訴人敗訴の判決が確定したこと及び控訴人が右訴訟の事実審口頭弁論終結後に被控訴人に対し本件建物買取請求権を行使したことを理由として請求異議訴訟を提起したが、控訴人敗訴の確定判決を受けたことは、前述したとおりである。

三 よつて、被控訴人に対して前記建物買取代金二二四万四、〇〇〇円及びこれに対する本訴状送達の翌日で

あること記録上明白な昭和五一年九月二二日から支払いずみにいたるまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める控訴人の本訴請求は、理由があるからこれを認容すべきであり、右と異なり本訴請求を棄却した原判決は、失当であつて、本件控訴は理由があるから、民事訴訟法第三八六条により、原判決を取り消して本訴請求を認容することとし、訴訟費用の負担につき、同法第九六条、第八九条、仮執行宣言につき、同法第一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 安藤覚 裁判官 森綱郎 裁判官 奈良次郎)